

令和3年度 春の全国交通安全運動 鳥取市実施要綱

期 間 4月6日（火）～4月15日（木）

目 的 新入学児童等に対し、基本的な交通ルールと交通マナーを理解させる教育を推進するとともに、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通安全思想の高揚と交通事故防止を図る。

スローガン ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

重 点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- 4 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底

4月10日（土） 交通事故死ゼロを目指す日

4月15日（木） 交通安全にみんなで参加する日及び
交通マナーアップ強化日

～鳥取市交通安全対策協議会～

重点事項 1

子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

◎歩行者は・・・

- 付近に横断歩道がある場合は、横断歩道を利用しましょう。
- 道路を横断するときは車の通過や停止を待ち、左右の安全確認を行ってから横断しましょう。
- 信号を守るなどの交通ルールを守りましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

〈子どもの交通事故防止〉

- 身近にある危険な場所や区間を把握しましょう。
 - ・交通安全ハザードマップの作成
 - ・家庭で一緒に自宅・学校周辺の危険個所を確認
- 外出する際は、交通事故にあわないよう道路の横断方法や、その他交通ルールを守ることなどの声かけをしましょう。

〈高齢者の交通事故防止〉

- 加齢に伴う身体機能の変化を認識し、安全な行動をとるよう心がけましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。

◇子どもの交通事故の特徴

- ・子どもの交通事故は自宅から半径500メートルの範囲で多発
 - ・子どもの交通事故では、以下の5つが多発傾向
- ①道路横断中 ②自宅付近 ③夕方の時間帯 ④自転車の事故 ⑤小学生の男子児童の事故
- ・飛び出し、交差点での安全確認不足、一時不停止が原因の事故が多発傾向

◎信号を守っていても、横断歩道を渡っていても、必ずしも安全ではありません。
必ず左右の確認をし、十分注意してからわたりましょう。

◎子どもは親御さんの後を追います。特に幼児については、目を離さないなど十分注意が必要です。

◇高齢者の交通事故の特徴

- ・歩行中の事故が多発傾向
- ・10時～12時に多発しているが、死亡事故は18時～20時の暗くなる時間帯が最多
- ・自宅周辺での事故が多発傾向

◎慣れた道でも必ず安全確認をしましょう。

◎二輪車等、車体の小さい車はスピードや距離が把握しづらいです。

車両が見えたら、無理に横断せず通り過ぎるまで待ちましょう。

◎ドライバーから見えやすいよう、反射材用品を着用しましょう

(警視庁公式HPより)

重点事項 2

自転車の安全利用の推進

◎自転車利用者は・・・

- 自転車安全利用五則を遵守しましょう。
- 自転車も加害者になりうることを認識し、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。
- 歩行者や自転車が見えにくくなる夕暮れ時や夜間は、必ず前照灯を点灯し、スピードを控えた安全運転に努めましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

- 自転車の安全利用について街頭指導や声かけをしましょう。
 - ・車道の左側通行などの自転車の通行方法
 - ・歩道通行時は歩行者を優先
 - ・自転車利用中の傘差し、携帯電話、イヤホンなどの使用の危険性
 - ・反射材用品などの着用
 - ・自転車の前照灯の点灯
- 幼児・児童が自転車に乗るときは、自転車用ヘルメットを着用させるとともに、その他の自転車利用者に対しても着用を促しましょう。
- 自転車事故被害者救済に関する各種保険制度（TS マークや各保険会社が販売する自転車保険）の普及啓発に努めましょう。

<自転車安全利用五則>

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



※鳥取県では、条例により自転車利用者全員にヘルメット着用を推進しています。

<主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。既に参加している保険等で対応できる場合がありますので、補償内容をもう一度確認してみましょう。

個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。

傷害保険

自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。

TSマーク付帯保険

自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られる TS マークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は 1 年。

重点事項 3

歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

◎運転者は・・・

- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。
- 横断歩道に近づいたときは、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合を除いて、その手前で停止できるように速度を落として進みましょう。
- 歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、手前で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲りましょう。
- 運転中のスマートフォン操作等の禁止を徹底しましょう。
- シートベルトとチャイルドシート着用の必要性和効果を認識し、正しい着用を習慣づけましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

- 交通マナーの呼びかけを行いましょ。
- 運転者に対し、交通安全教育や広報啓発の推進を行いましょ。
- 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載車「セーフティ・サポートカーS（通称：サポカーS）」の普及啓発を図りましょ。
- 高齢者が自動車を運転しなくても暮らしやすい環境づくりを推進しましょ。
 - ・運転免許自主返納者への支援制度の周知

◇運転免許証を自主返納される方への支援制度が各企業、団体で実施されています。

(支援制度の例)

事業主体	主な支援内容
鳥取市	65歳以上の高齢者及び運転免許証返納者(年齢制限なし)を対象に、路線バス定期券を定価の半額で販売 (販売場所：鳥取バスターミナル)
鳥取県ハイヤータクシー協会等	タクシー運賃1割引

※その他支援制度について詳しくは、鳥取県警察HP「運転免許証を自主返納される方への支援制度のお知らせ」(<http://www.pref.tottori.lg.jp/177684.htm>)へ

◎飲酒運転

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にやめましょ。
- 飲酒した翌日もアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮ましょ。
- 家庭や職場などで「飲酒運転をしない・させない」環境作りに努めましょ。
- 酒類提供業者は運転者への酒類提供禁止とハンドルキーパー運動を推進ましょ。

◎妨害運転(あおり運転)

- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転ましょ。
- 妨害運転(あおり運転)を受けたときは、車外に出ることなく110番をましょ。
- ドライブレコーダーの普及促進などの広報啓発を推進ましょ。

◎飲酒運転

運転者以外にも罰則が科せられます！

<運転者・車両の提供者>

酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

<酒類提供者・車両の同乗者>

酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



※酒酔い運転……酒に酔って正常な運転ができない状態で車などを運転すること。
酒気帯び運転……呼気中アルコール濃度が0.15mg/l以上の状態で車などを運転すること。
呼気中アルコール濃度が0.15mg/l以下でも飲酒運転に該当します。

◎妨害運転(あおり運転)

①妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通危険を生じさせるおそれのある方法(違反行為を繰り返し、継続的に行う等)によるものをした場合。

- ・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・違反点数 25点
- ・免許取消し(欠格期間2年)

②妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

- ・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・違反点数 35点
- ・免許取消し(欠格期間3年)

●一定の違反

妨害運転(あおり運転)の対象となる10種類の違反

- | | |
|---------------------------|----------------------------------|
| ①対向車線にはみ出す
(通行区分違反) | ⑥執ようなパッシング
(減光等義務違反) |
| ②急ブレーキをかける
(急ブレーキ禁止違反) | ⑦執ようなクラクション
(警音器使用制限違反) |
| ③車間距離を極端に詰める
(車間距離不保持) | ⑧幅寄せや蛇行運転
(安全運転義務違反) |
| ④急な進路変更を行う
(進路変更禁止違反) | ⑨高速道路での低速走行
(最低速度違反(高速自動車国道)) |
| ⑤危険な追い越し
(追越し違反) | ⑩高速道路での駐停車
(高速自動車国道等駐停車違反) |



重点事項 4

全ての座席のシートベルトと

チャイルドシートの正しい着用の徹底

◎運転者・同乗者は・・・

- シートベルトとチャイルドシート着用の必要性和効果を認識し、正しい着用を習慣づけましょう。
- 子どもの体格に合ったチャイルドシートやジュニアシートを正しく着用しましょう。

◎地域・家庭・関係機関では・・・

- 保護者にはチャイルドシート着用の必要性和正しい着用を呼びかけましょう。
- 車で出かけるときは、全ての座席でシートベルトを正しく着用しているか確認し、習慣づけましょう。
- バスの事業者は、車内にシートベルト着用を促すステッカーの貼付や、乗車時に着用を呼びかけるアナウンスなど啓発活動を行いましょ。

<チャイルドシートの貸出事業>

鳥取県交通安全協会がチャイルドシートの貸し出しを行っています。

貸与期間は2週間～1か月です。

詳しくはお住まいの各地区交通安全協会へお問い合わせください。

※鳥取県交通安全協会会員に限りま。

※台数に限りがあります。

	お住まいの地域	電話番号
鳥取地区協会	鳥取、国府、福部	0857-39-9090
浜村地区協会	気高、鹿野、青谷	0857-82-3234
智頭地区協会	河原、用瀬、佐治	0858-75-1297

<シートベルトの着用・チャイルドシートの使用状況>

(%)

	シートベルト						チャイルドシート	
	運転席		助手席		後部座席		全国	鳥取
	全国	鳥取	全国	鳥取	全国	鳥取		
平成28年	98.5	99.0	94.9	95.4	36.0	47.7	64.2	64.3
平成29年	98.6	99.3	95.2	97.3	36.4	40.7	64.1	68.6
平成30年	98.8	98.9	95.9	96.1	38.0	33.2	66.2	68.7
令和元年	98.8	99.2	95.9	96.7	39.2	42.0	70.5	77.1
令和2年	99.0	99.4	96.5	97.6	40.3	45.1	-	-